

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	御殿場市 国民健康保険システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、国民健康保険システム及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御殿場市長 若林 洋平

公表日

平成27年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>御殿場市が行う国民健康保険については、国民健康保険法その他法令に定めがあるもののほか、御殿場市国民健康保険条例に定めるところにより執行する。</p> <p>また、国民健康保険税については、地方税法その他法令に定めがあるもののほか、御殿場市国民健康保険税条例に基づき、賦課・徴収、及び滞納管理を行っている。</p> <p>国民健康保険被保険者の資格情報は国民健康保険システム(Acrocity)で管理しており、保険給付は静岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)と共同処理により行っている。</p> <p>また、特定健康診査・特定保健指導についても、国保連合会とシステム連携している。</p> <p>一方、国民健康保険税については、賦課・徴収の管理については国民健康保険システム(Acrocity)で管理し、滞納情報は滞納管理システムで管理している。</p> <p>御殿場市は、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①資格管理②保険給付③保健事業④被保険者証等の交付⑤個人番号カードを用いた本人確認⑥国民健康保険税賦課・徴収⑦国民健康保険税滞納管理
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">①国民健康保険システム(Acrocity住民)②共同電算システム③国保総合システム④高額療養費管理支援システム⑤滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">①被保険者情報ファイル②賦課徴収管理情報ファイル③滞納管理情報ファイル④給付状況ファイル⑤口座情報ファイル⑥特定健診関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">①番号法第9条第1項 別表第一 30の項②国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)③地方税法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条7号 別表第二 一、二、三、四、五、十七、二十二、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十三、三十九、四十二、四十三、四十六、五十八、六十二、八十、八十七、九十三、九十七、百六、百九の項</p> <p>(特定個人情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条7号 別表第二 三、四十三、四十四、四十五の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 国保年金課
②所属長	国保年金課長 南 美幸
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部 国保年金課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4121・83-1255
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる